

反対Ⅱ北野悦之 議員  
私も、憲法及び地方自治法に照ら

反対Ⅱ古澤順正 議員  
設置条例に統合のことを入れる必要はなく、現行の条例に問題はない。統合に関しては別の仕組みを考へべきである。また、6条は、地方自治法に定める議案の提出権に触れるものと考えられる。

条例改正に対する討論

○南阿蘇村立小・中学校設置条例  
平成17年2月13日 条例第78号

(設置)  
第1条 村に小学校及び中学校を設置する。  
(名称及び位置)  
第2条 南阿蘇村立小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 中松小学校	南阿蘇村大字中松2411番地
(2) 白水小学校	南阿蘇村大字吉田1499番地
(3) 両併小学校	南阿蘇村大字両併995番地
(4) 久木野小学校	南阿蘇村大字河陰130番地
(5) 長陽小学校	南阿蘇村大字河陽2986番地
(6) 長陽西部小学校	南阿蘇村大字河陽4964番地
(7) 立野小学校	南阿蘇村大字立野1596番地
(8) 白水中学校	南阿蘇村大字吉田2301番地
(9) 久木野中学校	南阿蘇村大字河陰5265番地
(10) 長陽中学校	南阿蘇村大字河陽3645番地

附 則  
この条例は、平成17年2月13日から施行する。

反対Ⅱ小堀 孝二 議員  
1・3・4・6条については条例でなく、条例の施行に至るまでに行政、議会がしっかり議論しなさいという、住民の要望・願いが語られている部分であると思う。

し合わせてみて、「議会代表制で自治を行う」という大きな根幹に触れる文章が含まれており設置条例には反対する。

南阿蘇村立小・中学校設置条例(改正)

(目的及び設置)  
第1条 村内の小、中学校の設置及び統合については、生徒数及び地理的環境の重視と文部科学省通達、指導事項を遵守し、村の総合的見地から財政及び経済の総合発展に支障の無い範囲に於いて地域住民の理解を得て実施できるものとする。

(名称及び位置)  
第2条 南阿蘇村立小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 中松小学校	南阿蘇村大字中松2411番地
(2) 白水小学校	南阿蘇村大字吉田1499番地
(3) 両併小学校	南阿蘇村大字両併995番地
(4) 久木野小学校	南阿蘇村大字河陰130番地
(5) 長陽小学校	南阿蘇村大字河陽2986番地
(6) 長陽西部小学校	南阿蘇村大字河陽4964番地
(7) 立野小学校	南阿蘇村大字立野1596番地
(8) 白水中学校	南阿蘇村大字吉田2301番地
(9) 久木野中学校	南阿蘇村大字河陰5265番地
(10) 長陽中学校	南阿蘇村大字河陽3645番地

(統合対策の原則)  
第3条 統合の際は地域の公平と地域格差是正を原則とし、村全体の基本方針(保育園等含む)は将来へ発展と活力を生む統合の観点から統合について、無駄の無い検討を実施することを原則とする。

(学校の統合基本政策立案及び検討会の構成委員等)  
第4条 この検討会は統合基本政策決定機関とし、関係法律及び文部科学省の指導及び通達等を遵守のうえ、下記構成委員により検討する。

(1) 議 会	議会の各種の委員長とする
(2) 役 場	総務、農政、民生、建設、福祉、観光等の課長とする
(3) その他	必要に応じて有識者及び各種役員等の長の参加も要請できる事とする。

(関係地区の個別統合検討会の構成委員)  
第5条 前条に掲げる検討会の結果に基づき、関係地区に及び個別案件の検討は下記の委員に於いて再構成のうえ検討する

(1) 関係地区	議員
(2) 関係各区	区長、民生委員、保護者代表
(3) 教育機関	教育長、教育委員
(4) 有識者	(村内、村外)
(5) その他	必要に応じて各種役員等の長の参加も要請できる事とし、別途教育審議会等の意見も聴取する。

(統合に係る施設の新設及び廃止と再活用等)  
第6条 統合に係る、施設の新設及び廃止と再活用等の決定には、まず関係地区住民への説明会を実施し、住民の充分な理解を得なければ、村議会への予算含む工事関係の議案上程はできないものとする。

附 則 この条例は公布日から施行する。

反対Ⅱ今村 六王 議員  
複式学級は非常に問題がある。この利点、デメリットもあるが、このことを地区の皆様方にもよく考えていただいて、複式学級の無いように、クラスごとの事業をしていただきたく、この条例改正に反対する。

※なお、本条例改正案についての賛成討論はありませんでした。

直接請求された条例改正案の全文

《臨時会》

11月12日、第3回臨時議会が召集され、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(この条例には議員の期末手当も含まれる)及び工事契約(長陽校区統合小学校(仮称)校舎棟増築工事)の締結についての2件が上程され、両議案ともに全員賛成により議決されました。

また、阿蘇農業協同組合より「TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉への参加阻止を求める意見書」の緊急要請を受けて審議した結果、全員賛成により要請を採択することに決定しました。

